



新型コロナウイルス感染防止の対応 についてのお知らせ

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に変更されました。しかし、当センターは**医療機関**であり、さらに**福祉施設**も併設しています。**重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、館内ではマスクの着用をお願いします。**

また、入口で実施している**体調確認**なども**継続**します。

引き続き、感染防止にご理解、ご協力をお願いします。

記

- 1 来院時に **37.5℃以上の発熱**がある方は**原則**として**受診制限**を継続しますが、**感冒症状のため受診を希望する方**については**医師が受診の可否を判断**します。
- 2 **ご本人、又は同居されているご家族が次の①から③に該当する場合は、受診せずに電話でご連絡**下さい。
 - ① **10日間以内に新型コロナウイルス感染した場合**
 - ② **1週間以内に感染者又は新型コロナウイルスの検査の対象者と接触した場合**
 - ③ **通われている保育園・幼稚園・学校・職場などで、感染者等が確認された場合で休園・休校等になった場合**

3 **付き添いの方は、**

患者様 1 名に対して**成人の方 1 名**(高校生以下は不可)のみとします。
複数の方がいらっしゃった場合、

付き添いの方以外は自家用車等で待機をお願いします。

なお、**受診できないことによるお困り事がある場合には、**

電話でご相談ください。

今後の流行状況により上記の対応を変更する場合がありますが、
その場合には改めてお知らせします。

当センターには**常時医療的ケアを必要とするお子さんが入院**しております。

また、外来には**基礎疾患をお持ちの患者さん**も多くいらっしゃいます。

このような患者さんが新型コロナウイルスに感染すると**重症化する**
ことが懸念されることから、**感染防止対策を強化**しております。

ご不便をおかけして申し訳ございませんが**院内感染防止**のため、ご理
解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 5 年 5 月 8 日

岩手県立療育センター所長

